

「指定訪問看護」重要事項別表(介護予防を含む)

◎担当の看護師等

訪問看護サービスを提供する看護師等は次のとおりです。

- ・看護師 人員基準2.5名以上配置
(リハビリ職員も在中)

◎利用料について

利用者からいただく負担金は次のとおりです。

| ○基本単位 ()内は介護予防 | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|----------------|--------------------------|--------------|--------------|
| ・ 20分未満 | 314 (303) | 628 (606) | 942 (909) |
| ・ 30分未満 | 471 (451) | 942 (902) | 1,413 (1353) |
| ・ 30分以上1時間未満 | 823 (794) | 1,646 (1588) | 2,469 (2382) |
| ・ 1時間以上1時間半未満 | 1,128 (1090) | 2,256 (2180) | 3,384 (3270) |
| ・ 理学療法士等による訪問 | 294/回 (284) (1回20分以上) | 588/回 (568) | 882/回 (852) |

- ・ 准看護師による訪問は上記料金の10%減となります。
- ・ 夜間・早朝（午後6時～10時、午前6時～8時）は25%増しの場合あり
- ・ 深夜（午後10時～午前6時）は50%増しの場合あり。

○加算単位 ()内は介護予防

| | | |
|--------------------|---------|--|
| サービス提供体制強化加算 | 3 | 3年以上の経験者を3割以上配置 |
| 緊急時訪問看護加算（月1回） | 600 | 24時間対応システムです |
| 特別管理加算（月1回） | 500 | チューブ、カテーテル、人工肛門等の管理料です。状態により一方を算定。 |
| | 250 | |
| ターミナルケア加算 | 2,500 | |
| 初回加算 | (Ⅰ) 350 | 新規に訪問看護計画を作成し退院日に訪問看護を行った場合は(Ⅰ)を算定 |
| | (Ⅱ) 300 | |
| 退院時共同指導加算 | 600 | 病院・診療所の主治医等と連携し在宅生活への必要な指導の提供を行った場合に算定 |
| 複数名訪問看護加算 | 254 | 30分未満（複数の看護師が同時に訪問看護を実施） |
| | 402 | 30分以上（複数の看護師が同時に訪問看護を実施） |
| 長時間訪問看護加算 | 300 | 別に厚生労働大臣が定める状態の方が対象（1時間半以上訪問の方が対象） |
| 看護・介護職員連携強化加算（月1回） | 250 | 介護職員による痰の吸引等に対して訪問介護事業所と連携し支援を行った場合に算定 |
| 看護体制強化加算Ⅱ | 200 | 緊急時訪問看護加算及び特別管理加算の算定割合定められた期間に一定の割合を超えた場合に算定 |
| | 100 | |

初回加算と退院時共同加算はどちらか一方を算定

